

市民経済委員会会議録

平成19年9月20日(木)

(開 会) 10:03

(閉 会) 10:42

○ 委員長

ただ今から市民経済委員会を開会いたします。「議案第105号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 事業管理課長

「議案第105号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。「議案第105号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」につきましては、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律が、国会で平成19年6月に議決され、施行されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。改正の具体的内容につきまして、議案書の12ページ、新旧対照表によりご説明いたします。まず、第3条におきまして、呼称の整理をいたしております。第4条におきまして、小型自動車競走法が改正され、入場料の徴収義務規定が削除されたため、条例において現行どおりの入場料100円の徴収に関する規定を定めるものでございます。簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 字の区域の変更について」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長

15ページをお願いします。「議案第107号 字の区域の変更について」補足説明を行います。提案理由であります。鹿毛馬地区におきまして平成14年度より県営ほ場整備事業を実施してまいりましたが、今回、換地処分に伴い字界の変更が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。字の区域の変更番地につきましては16ページから18ページに、位置図につきましては19ページに、字の区域図につきましては20ページより23ページに記載しております。なお、19ページの変更場所につきましては、第1換地工区は旧穎田町の文化センター並びに中央団地であります。その南側であります。第4換地工区は北九州カントリークラブのゴルフ場の東側であります。以上、簡単であります。説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第107号 字の区域の変更について」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 土地改良事業の施行について」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長

24ページをお願いいたします。「議案第108号 土地改良事業の施行について」、補足説明を行います。1. につきましては地区名、2. につきましては目的、3. につきましては施行地域の所在地及び現況について、述べております。特に現況について、述べさせていただきます。高田立石井堰は老朽化が進み、コンクリートのひび割れ等により漏水が発生しており、水不足の原因となっております。また、現在は固定堰のため、堰板の着脱に労力を要し、大雨の時には河川敷に入り、非常に危ない思いをしている状況であります。4. につきましては工事計画、計画につきましては転倒ゲート、土砂吐ゲート、取水ゲートを1門ずつを設置する予定であります。受益面積につきましては5ha、受益戸数につきましては16戸、費用につきましては、総事業費が4,090万6千円、国庫補助2,045万3千円、県補助202万5千円、市単独費としまして1,842万8千円でございます。なお、国費につきましては50%、県費につきましては5%、市単独費につきましては45%の支出であります。事業期間につきましては、来年の秋の落水後に着工しまして、完成は平成21年3月の予定であります。

提案理由といたしましては、高田立石地区で土地改良事業を実施するにあたり、土地改良事業法第19条の2において、市町村が行う土地改良事業については、その事業を行う場合、その開始手続きをとらなければならないと規定しておりますので、議会の議決を求めるものであります。

位置図を26ページに掲載しておりますので、説明いたします。場所につきましては、筑前大分駅よりガードをくぐって北へ400m程進みますと、黒石橋に突き当たります。それを渡り、県道飯塚・大野城線へ出ますので、信号機を左へ曲がり、100m程内住方面へ行った所であります。以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

○ 道祖委員

この件はですね、本会議場でいろいろと質疑があつておりましたので、内容的には理解しておりますけれど、その時にわからないことが一つあつたんですが、質問議員さんがですね、受益者負担とかいうことを言っておりましたけど、こういう事業において受益者負担というのがあり得るのかどうかだけ、確認させていただきたいんですが。

○ 農林課長

昨日も答弁しましたように、ほ場整備につきましては10%の受益者負担がありますが、こういう水路の改良とか井堰の改良につきましては、受益者負担はありません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんでしょうか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第108号 土地改良事業の施行について」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、藤浦委員から所管事務の調査として、「ため池の管理について」調査したい旨の申し出

があっております。おはかりいたします。本委員会として、「ため池の管理について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「ため池の管理について」、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「ため池の管理について」を議題といたします。藤浦委員に質疑を許します。

○ 藤浦委員

本件の所管事務調査に対しまして、委員長の取り計らいに感謝を申し上げます。農林課に対しまして、お伺いをしたいと思っております。現在、農林課として管理がなされている農業用のため池といわれるものは、飯塚市全体でどのくらい存在をしているのか。その数について把握をしておられますか。これはですね、旧飯塚市だけでもかなりあったと思います。従って、1市4町の合併後にはですね、その数がかなり多くの、管理すべきため池というふうになってるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 農林課長

旧1市4町で説明いたします。旧飯塚市につきましては139箇所、旧潁田町におきましては33箇所、旧筑穂町におきましては67箇所、旧庄内町におきましては86箇所、旧穂波町につきましては57箇所、合計の382箇所であります。

○ 藤浦委員

想像しておりましたとおり、かなりの数になっております。で、これは実際「管理をする」ということですが、どういうふうな管理がなされているのかな、と。大変、管理をするといってもですね、実務上とても厳しい状況だというふうに思うわけですが、現況、それらのため池の多くはですね、農業用水用、あるいは調整池としての役割を果たしているというふうには思うんでありますが、中にはですね、そうであるとは言い難い、むしろ、そのため池の存在が、地域の住民の生活環境を著しく劣悪なものにしている、そのようなため池が現存していることは、ご存知でございましょうか。

○ 農林課長

ため池につきましては、基本的に農林課で管理しております。また、水の管理及び草刈等につきましては、地元生産組合、また受益者の方ですね、この方々にしていただいているところであります。

また、藤浦議員、今ご質問のありましたため池につきましては、飯塚市では恐らく三緒ヶ浦溜池が該当するのではないかと思います。そういった中で、現在私どもも農林課に赴任しましてから、何回も三緒浦ため池に足を運んでおります。このため池は、昭和40年代に作成されましたため池台帳の資料によりますと、総貯水量6万トン、かんがい面積2.5ha、直接流域面積16.5haの溜池でありました。以後、周囲の宅地開発によりまして、現在では、かんがい面積のほとんどが宅地として利用され、周囲には家屋が密集し、家庭雑排水の流入により渇水期には悪臭を放つなど、非常に劣悪な状況であります。以後、このため池をどうするかということにつきましては、いろいろと議論を行っているところであります。

○ 藤浦委員

はい、ありがとうございます。三緒浦という自治会名が出て参りました。これは三緒浦だけの問題ではないわけでありまして、あそこの東校区全体の問題として提起をされております。今、農林課長も言われましたとおり、生活雑排水がかなり流れ込んでいて、大変汚いため池というふうになっておりまして、私は全ての飯塚市のため池を見て回ったわけではございませんが、恐らく私の知る限りにおいては、おどろおどろした水ですね。特に夏場、暑い時期には何ともいえない、もわっとした臭気が漂っております。皆さんもそういったところで生活をするということ、ちょっと想像していただければ、どれだけそこの方々に苦痛を与えているかと

ということが、想像できるのではないかな、というふうに思っております。この件に関しましては、行政に対しまして過去に何度か要望もなされております。私が議員になる前からのことだそうでありますので、その歴史も結構長いというふうに認識をいたしております。数年前には、大規模な改善とまではいかないまでも、水質改善の役に立てばということで、葦を植えていただいております。葦、ですね。水草といいますか。しかし、今、非常に生い茂った形で、見ても余り良い感じのものではない。景観上ですね。余り良いものではない。と同時にですね、その水質改善のために、ということでありましたが、これといった成果をみるには至っていないというのが現状であります。

それとですね、申し上げたいことは、あの池の淵には幼稚園もございます。通勤・通学の主要の道路沿いということもありまして、特に周りには住宅も張り付いておりまして、行政が管理をすべきため池の状況が、いわば公害化をしている。そのために、周りの景観や、臭気によって生活環境が非常に劣悪なものになっているというふうに感じているわけですね。先ほども申し上げましたように、もし皆さんがそこで生活をするというふうなことを考えていただければ、どれだけ苦痛を感じるかということ、ぜひ、思い直していただきたい。その地域に目を向けていただきたいな、という思いで、今日のこの質問をさせていただいております。

まあ、何にしましても、管理すべきため池というのはたくさんあると思いますが、生活圏の中に入り込んで、それが生活環境を悪化させているというところを、まず早急に、行政の責任として何とか改善をしていただけないかな、という思いであります。それについてはかなりハードルが高いということも承知をいたしております。様々な問題が長年にわたって提起されておりますので。水利権の問題ですね、受益者とのいろんな協議等も必要であろうかと思えますし、これだけ長くなっているというのはですね、その時その時の担当部署、部課長等との申し送りがきちんといっていないんじゃないかな、というふうにも思います。ぜひ、そういったところも改善をしていただいでですね、ため池の改修なり改善、農業用水用として活用できないのであれば、これは調整池としての役割を果たすべく、そういう整備もしてですね、きちんと、本当の意味での管理をしていただきたいというふうに思うわけなんです。いかがなものでしょうか。今、いろいろ申し上げましたが、その辺の改善に向けて、何かお知恵なり方策、ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○ 農林課長

今、議員ご指摘の件は、先ほど私、答弁の中で申しましたように、いろいろ、担当課としましても維持管理につきましては苦慮しているところであります。今後、ため池の機能を用途変更する場合は、受益者との協議が必要になってきます。また、水利権者の権利放棄の手続き等も発生しますが、環境改善、下排水路整備等を含めた中で、関係各課と協議して対応しなくてはならないと考えておりますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。

○ 藤浦委員

はい、ありがとうございます。これは、今言いましたように本当にですね、そこに住んである方々の苦痛、これをまず第一義的に考えていただきたいというふうに思います。それには、インフラの整備ですね。やっぱり上下水道の問題等々、いろんな、他課との協議も必要になろうと思えますが、部長、どんなふうでしょうか。その辺のところもですね、申し送りなり横との連携、ひとつ、強力で推し進めていただけるといようなことで、ちょっと、ご答弁いただきたいと思います。

○ 経済部長

おっしゃっていることは、充分認識をいたしております。農林課長が答弁いたしましたように、用途変更する場合はいろいろな問題がございます。それにつきましても、建設部等と現在も協議を行っておりますし、今後とも積極的に協議を進めながら、環境改善に向けて取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○ 藤浦委員

はい、ありがとうございます。ひとつ、よろしくお願い申し上げます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「ため池の管理について」の所管事務調査については、調査終了とすることに、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「ため池の管理について」の所管事務調査については、調査終了とすることに決定をいたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の3件について、報告したい旨の申し出がっておりますが、報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定をいたしました。「国民年金記録電子データの復元について」の報告を求めます。

○ 市民課長

国民年金記録電子データの復元についてご報告申し上げます。国の年金記録不備問題を受けて、合併以前の旧1市4町の国民年金被保険者名簿の保管状況を調査いたしましたところ、平成14年4月から徴収業務を国が行うこととなったため、国民年金被保険者名簿、いわゆる紙台帳はすでに廃棄されておりましたが、旧穎田町は一部分帳票として、他の1市3町はバックアップデータとして保存されていることが確認されました。社会保険庁から、市町村における年金記録問題の解決に向けた取組みについての協力依頼がありましたので、早速、このデータの復元作業に取り組み、9月14日に完了いたしましたところでございます。このことにより、市民の方の納付記録に関する相談、納付記録証明書の発行、社会保険事務所からの納付記録照会などに対応できるように準備を進めているところでございます。なお、年金記録に関する相談件数は、5月から8月末まで本庁支所合わせまして、窓口で直接お見えになった方が2,353件、電話による相談が1,669件、各社会保険事務所からの照会件数が97件、合計4,119件となっております。今後も増加するものと推測されますが、市民の皆様の立場に立って丁寧に対応して参りたいと考えております。以上で報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「旧伊藤伝右衛門邸の入館者について」の報告を求めます。

○ 商工観光課長

旧伊藤伝右衛門邸の入館者について、報告させていただきます。旧伊藤伝右衛門邸につきましては、4月28日の一般公開から大変好評で、9月13日には10万人を達成いたしました。好評の主な要因といたしましては、テレビ、新聞等に大きく取り上げられたこととあわせ、おもてなしの語り部として活躍していただいているボランティアガイドの力が大きかったのではないかと思います。今後も集客のためのイベントを行いますが、10月2日、火曜日には将棋の女流王位戦第1局を旧伊藤伝右衛門邸で開催いたします。清水市代女流王位の10連覇がかかる大事な対局であり、大変白熱した対局になるのではないかと考えられます。これに併せて10月1日に前夜祭、対局当日は嘉穂劇場にて指導対局、大盤解説を実施いたします。また、10月26日、金曜日には白蓮さんの長女である宮崎蒨苺氏を本市にお呼びし嘉穂劇場にて記念トークショーを開催し、それに合わせて10月26日から11月

4日までの10日間、旧伊藤伝右衛門邸のライトアップを実施いたします。なお、10月26日につきましては、記念トークショーに参加した方だけを招待することといたしております。以上、簡単でございますが、旧伊藤伝右衛門邸の入館者についての報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 道祖委員

関連ですけれど、先だってちょっと、ある団体の人達を伊藤伝右衛門邸に見学に連れて参ったんですけれど、11月にも二十数名、県外の人達をご案内する予定にしておるんですけれど、自分たちが住んで伊藤伝右衛門邸を見る分については日頃から見てるけれど、いろいろなお客さんを連れてきて、ふと思うのは、お土産がね、やっぱりどうもちょっと、千鳥屋さんあり、ひよこあり、さかえ屋さんあり、二瀬饅頭あり、末次羊羹あり、いろいろ、「お菓子のまち」とかいうようなことも言われておりますけれど、お客さんの立場になるとね、お土産が揃わないんですよ。僕ら飯塚の人間は、どこに行ったら饅頭を売ってるとか、これはおいしいとか、わかるんですけれど、伊藤伝右衛門邸の中にあるお土産屋さんとか物品を売ってる場所、ぱっとしないし、物が揃ってないし、せつかく今言われるように来館者が多いのに、いま一つ物足りない。自分が接待する立場になって、すごく感じておるんですよ。ですからやはり、せつかく人が来るんだから、経済効果が波及するようなことを積極的に考えて取り組んでいかないと駄目だというふうに強く感じました。これは、皆さん方も「やる」とは言われておりますけれど、現実的にはまだ何もない。悪いんですけれど、自分としてはお客さんを呼んで接待して、お金を落とさせようと思っても、博多でお土産買って帰ります、小倉でお土産買って帰ります、みたいな状況があるんで、少し考えていただきたいな、ということをお願いいたします。何か考えていることがあれば、ご答弁いただければ幸いですけれど。

○ 商工観光課長

今、委員ご指摘の部分、重々、市といたしましても考えているところでございますけど、現在、商工会議所のほうで、市内の食事どころと併せてお土産ども併せましてマップづくりを計画しておりますので、今のところは計画としてそれだけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 道祖委員

例えばですね、新飯塚の駅に降ります。で、降りますとね、あそこ、改札口が2階にあって、下に売店というんですか、コンビニみたいなのがありますけど、そこにですね、例えば今言ったような千鳥屋さんの饅頭が揃ってますか、とか、さかえ屋さんのが揃ってますか、とか言うと、あそこは、やはりコンビニはコンビニみたいなものなんですよね。で、千鳥屋さんは前にあるから千鳥屋さんで土産買えといっても、わざわざ信号を渡って、道路を横断して行くということは、なかなかしないわけですよ。まあ、伊藤伝右衛門邸のことだけで言うんですけどね、これを使いながら、雛のまつりとかいったら歴史資料館なり、麻生の大浦荘なりを使うわけですよ。だからやっぱり、車で来るから、マップを渡して、歩いて買いに行け、車を運転して買いに行けという話じゃなくてですね、例えば駅なら駅に働きかけてですね、そういう売店、昔、売店あったんですよ。品物も多少はあったんですよ。それも今は廃止してるんですよ。何といいますか、ロビーというか、控え室というか、待合室か。待合室になっちゃってるんですよ。だから、どこでお土産を買ったらいいの、電車で来た人達は、とかいうふうに思うわけですよ。で、マップ作ってるからって言ったってね、千鳥屋にね、本町、昭和通りにある千鳥屋本店、見た目はいいですけど、あそこにバス停められますか。車停められますか。横付けできますか。停められないわけですよ。だから、マップ渡してるから買い物行ってくださいとかね、食べ物屋さんありますから行ってくださいって言ったって、なかなか行きづらい。

それは、お客さんの立場で考えた時に、あなた方が言ってることが本当にお客さんの立場に立ってやられてる内容かな、と、ちょっと、接待する立場で考えた時にそう思いますんで、一工夫していただきたいな、と思うんですけど。

○ 経済部長

駅には、さかえ屋さんがコンビニの横にありますので、あそこは商品がたくさん揃っておりますので、そこをご案内いただきたいと思います。それから、先ほど課長が説明しましたように、出来ましたら我々、伊藤邸だけではなくて中心商店街にも足を運んでいただきたいということから、バスをコスモスコモンの近くにでも停めていただいて、街の中を回遊していただいて、その中でお土産を買っていただいたり食事をしていただくというような観点もございまして、そういうマップを作っております。現在、観光基本計画を作っておりますので、その中で、委員ご指摘のようなことを検討しながら、策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公共施設等のあり方の検討について」の報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

公共施設等のあり方の検討についてご報告いたします。配付いたしております資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。中段の2に記載いたしておりますように、本市には600を超える公共施設がございます。1に記載いたしておりますが、早急に検討しなければならない主な理由といたしまして、まず1つ目でございますが、合併により目的、性格が重複する施設が増加し、本市と同程度の自治体、人口・産業構造が類似した自治体でございますが、それらの自治体と比較いたしましても、多くの公共施設を抱えております関係から、施設の維持管理および運営に要する経費が多額であること。2点目で、人口流出などに伴います人口の減少、少子高齢化や市民ニーズの多様化などによりまして利用者が大幅に減少し、今後も利用者増が見込めないと思われる施設が散見されること。3点目でございますが、昭和40年代から50年代に建設された施設が多く、老朽化に伴う修繕、大規模改修工事が必要であること。4点目といたしまして、民間と競合する施設、それから市が実施している行政サービスと同内容、類似のサービスを提供している民間事業者等が増加していることなど、課題を多数抱えております。このようなことから、早急に各施設の必要性、効率性、有効性の検証を行い、目的の重複する施設、設置の意義が薄れた施設、利用率が極端に低い施設等の統合・廃止、他施設への転用、民間と競合する施設の民間譲渡などの統合整理や、支所、小中学校などの空き・余裕スペースの有効利活用、開館日の拡大、開館時間の延長などの市民サービスの向上に向けた管理運営の改善策、使用料等、受益者負担のあり方など、公共施設等のあり方全般について統一した考え方に基づく検討が必要であることから、3に記載いたしておりますように外部および内部の検討組織を立ち上げ、検討を開始したところでございます。外部組織といたしましては、昨年8月に設置いたしました行財政改革推進委員会の専門的協議組織といたしまして、7月23日に公共施設等のあり方検討小委員会を新たに設置いたしております。小委員会は行財政改革推進委員会から4名、本市の関係審議会等の有識者から11名、地域代表といたしまして自治会連合会から5名、公募市民、男女それぞれ3名ずつ、計26名の委員で組織いたしております。

小委員会での主な協議事項でございますが、公共施設等のあり方全般に係る基本方針について答申していただくこと。2点目が、基本方針に基づいて策定いたします実施計画、行政素案に対する意見・提言書を策定していただくこととございますが、基本方針につきましては2ペ

ージをお願いいたします。施設種別ごとの統合整理・存続・統廃合・譲渡等の見直し方針、公共施設・支所・小中学校等の空き・余裕スペースの有効利活用、市民サービス向上に向けた施設運営の改善、直営継続施設の管理運営の抜本的な見直し、公の施設使用料等受益者負担、使用料減免を含みますが、その基本的な考え方などについて協議をお願いすることといたしております。なお、施設の設置目的、性格等が異なり、多岐にわたっておりますことから、二つの専門部会、それぞれ13人で組織いたしますが、二つの専門部会を設置いたしております。

次に内部組織でございますが、7月の27日に行財政改革推進本部の下部組織であります行財政改革推進会議に関係課長等で組織いたします分科会を設置いたしております。分科会は施設種別ごとに6分科会を設置いたしまして、あり方検討小委員会専門部会に提案いたします素案、それから協議の参考資料の収集・作成、基本方針に基づいて策定いたします実施計画案を作成することといたしております。

次にこれまでの経過および策定までの主なスケジュールについてご説明いたします。5月に推進本部会議および行財政改革推進委員会を開催いたしまして、公共施設等のあり方の検討手法等について協議を行いまして、あり方検討小委員会、それから専門部会を設置したところでございます。

3ページをお願いいたします。7行目に記載いたしておりますが、小委員会、専門部会では7月23日・24日に、主な公共施設の視察を行ったところでございます。別紙資料を配付いたしておりますが、視察を行った施設の一覧を記載いたしております。なお、内容の説明は省略させていただきます。今後におきましては、内部組織の分科会で参考資料等を収集・作成いたしまして、10月上旬から実質的な協議をお願いすることにいたしております。また、市民の皆さんのご意見をお聞きする必要がございますので、現在行っておりますタウンミーティングでの意見、それからパブリックコメントの手法に倣って意見を募集いたしまして、小委員会の専門部会、それから行革の推進本部に報告するようにはいたしております。なお、来年の3月には基本方針の答申を受けまして、3月下旬までには推進本部で基本方針を策定する予定でございます。また、平成20年の11月中旬までには基本方針に基づいた第1次の実施計画を策定し、平成21年の10月下旬頃までには第2次の実施計画を策定する予定でございます。なお、4ページ・5ページに、あり方検討小委員会の委員名簿、6ページに専門部会の委員名簿、7ページに推進体制のフローチャート、8ページから9ページに主なスケジュールを記載いたしております。また、別冊といたしまして、公共施設等の概要一覧表、公共施設等に関するアンケートの調査結果を配付させていただいております。なお、内容の説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、公共施設等のあり方の検討について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民経済委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。